協定書(案)

鳥取市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、 甲が所有する建物内に広告付自治体案内板(以下「案内板」という。)を設置するこ とに関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、甲の施設である鳥取市役所本庁舎・駅南庁舎において、乙が 民間事業者等を広告主とした広告入り周辺案内板(以下「案内板」という。)を 設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

(広告掲載場所)

第2条 乙が案内板を設置できる場所は、別途甲が指定する場所とする。

(事業の実施及び協議)

第3条 乙は、案内板の仕様及び施工方法についてあらかじめ甲と協議するものとする。 なお、乙は、案内板の仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず甲と協議し その承認を得るものとする。

(使用の許可及び使用料等)

- 第4条 乙は、前条に基づき案内板を設置するときは、地方自治法第238条の4 第7項に基づき、市長から行政財産の使用許可をその設置期間について受けなけ ればならない。
- 2 乙は、前項に定める許可を受けるにあたり、鳥取市行政財産使用料条例に基づ く使用料を甲に納付しなければならない。
- 3 その他、行政財産の管理に関する事項については、鳥取市財産規則及び関連規 定に従うものとする。

(広告料)

- 第5条 乙は、前条第2項に定める使用料とは別に、案内板設置場所が有する広告 価値を利用する対価として、年額〇〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。 の広告料を支払うものとする。
- 2 乙は、前項に定める広告料と第4条2項に定める行政財産使用料を、甲の発行 する請求書により甲の定める支払期限までに鳥取市指定金融機関に納付しなけれ ばならない。
- 3 甲の会計年度の中途から案内板の設置を開始する場合又は甲の会計年度の中途 に案内板の設置台数を増減する場合又は前条第2項の使用料の改定等があった場 合には、第1項の規定にかかわらず、事業期間等に応じ、甲乙協議して広告料の額

を定めるものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

- 第6条 乙は、案内板へ掲載する広告の内容について、事前に甲の審査を受けその承認を 得たものでなければ掲載できない。
- 2 乙は、第1項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に 配慮しなければならない。

(広告内容の修正)

- 第7条 甲は、広告の内容が市役所で掲載する広告としてふさわしくないと甲が合理的な 理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることがで き、乙はこれに従わなくてはならない。
- 2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第8条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

- 第9条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。
 - (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担 を負わないものとする。
 - (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
 - (3) 甲に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第10条 乙は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬を受領できる。

(案内板の製作及び設置)

- 第11条 案内板の製作及び設置に係る作業は、乙は自己の負担により行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める作業を第三者に委託してはならない。

(案内板の設置にあたっての留意事項)

- 第12条 乙は、案内板の設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所並びに構造とするよう配慮しなければならない。
- 2 乙は、案内板の脱落及び破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせるこ

とのないようにしなければならない。

- 3 乙は、案内板を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求が なされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負 わないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項について、助言又は指導を行 うことができ、乙はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言 又は指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 5 案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を 事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(案内板の復旧等)

- 第13条 乙は、案内板が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置を とらなければならない。
- 2 甲は、案内板の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧等の係る経費は、乙が負担する。

(案内板の一時撤去又は掲載広告の一時削除)

- 第14条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に 案内板の一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示 に従わなくてはならない。
 - (1) 甲の指定する期日までに使用料の納付がないとき。
 - (2) 第7条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき。
 - (3) 第12条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。
 - (4) その他、案内板の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不 適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は案内板の設置及び広告掲載を再開することができる。
- 3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に関する費用は乙が負担する。
- 4 第1項の指示があったにも関わらす、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく案内板を自ら一時撤去又は一時削除することができる。
- 5 前項において、要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除に よって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済使用料を違約金とみなし、乙にその返還をしない、なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(甲の解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙 に催告したうえ、本協定を解除できる。
 - (1) 第4条の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
 - (2) 法令又は本協定に違反したとき。
 - (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に 著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 乙が破産手続の申立て、更正手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、 その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当 な理由があったとき。
 - (6) 第17条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が協定 の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各項各号に認定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。
- 3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由が ある場合は、甲は納付済使用料を違約金とし、乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は損害賠償の一部としない。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲 に催告したうえ、本協定を解除できる。
 - (1) 甲が本協定に違反したとき。
 - (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

- 第17条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく案内板の撤去を行わなければならない。
 - (一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償)
- 第18条 甲は、第15条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第16条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、 広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の 責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、第6条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第7条第

- 1項により修正を行った場合、第12条第4項による助言若しくは指導に従った場合、第14条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合又は第15条第1項による解除がされた場合は、甲に対し損害を請求しないものとする。
- 2 甲は、本規定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた ときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損 害についてはこの限りではない。
- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた ときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損 害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。 (第三者の損害・紛争)
- 第20条 本規定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争について は、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により案内板を撤去したと きは、速やかに原状回復をしなければならない。

(著作権等)

- 第22条 乙は、案内板の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意 匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材 料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなけれ ばならない。
- 2 甲が、本協定に基づき、市役所に設置されている案内板に掲載されている写真 又は画像データを行政目的のため、甲が作成若しくは関与する印刷物又はホーム ページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許 諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害 し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第23条 乙は本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担

保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこのかぎ りではない。

(裁判管轄)

第24条 本協定に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義の解釈等)

第25条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない次項について は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第26条 本協定に基づく案内板の設置期間は、令和6年〇月〇日から令和11年〇月〇日までとし、甲又は乙のいずれかより期間満了日の1ヶ月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年間の自動更新とするものとする。

本協定を証するため本通2通を作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 鳥取市幸町71番地 鳥 取 市 鳥 取 市 長 深 澤 義 彦